令和3年

第6回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨 時 会 =

令和3年7月29日(木) 1日

宮 古 島 市 議 会

目 次

(○) 弗 () 凹端時分	0	第6回臨時会
---------------	---	--------

o 招集告示 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
o 上程案件処理結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
o 応招議員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	g
○7月29日 (議事日程第1号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
o 会期及び日程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
会期を定めることについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案審議	6

宮古島市告示第102号

令和3年第6回宮古島市議会(臨時会)を次のとおり招集する。

令和3年7月22日

宮古島市長 座喜味 一 幸

- 1 期 日 令和3年7月29日(木)
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)
 - (2) 城辺地区世代間交流施設整備工事(建築) 請負契約について
 - (3) 訴えの提起について
 - (4) 和解について
 - (5) 「宮古島市し尿等処理施設整備事業」に関する調査特別委員会の設置について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件名	提	案	者	提出月日	処理月日	結 果
議案	令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)	市		長	令和3年	令和3年	原案可決
第63号	节和 3 千度 B 口 面 印 一	111		又	7月29日	7月29日	你采り 仏
議案	城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負		IJ		"	,,,	IJ
第64号	契約について		,,		"	"	"
議案	訴えの提起について		IJ		"	,,,	"
第65号	がたが徒性について	,,			"	"	"
議案	和解について		IJ		"	,,,	"
第66号	有用作に「フィー)	,,,			"	"	"
決議案	宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査	業		員	,,,	,,,	IJ
第 2 号	特別委員会の設置について	議		貝	"	"	"
指名	宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査		/		,,	,,,	指 名
第 3 号	特別委員会委員の選任について				"	"	1日 名

開会日(令和3年7月29日)に応招した議員

下	地		茜	君	前	里	光	健	君
仲	里	タカ	子	IJ	下	地	信	広	"
島	尻		誠	IJ	砂	Ш	辰	夫	"
友	利	光	德	IJ	我 如	1 古	三	雄	IJ
狩	俣	勝	紀	IJ	下	地	勇	德	IJ
新	里		匠	IJ	粟	玉	恒	広	"
平		百合	个香	IJ	上	地	廣	敏	IJ
平	良	和	彦	IJ	平	良	敏	夫	"
上	里		樹	IJ	佐 久	、本	洋	介	"
Щ	里	雅	彦	IJ	棚	原	芳	樹	"
狩	俣	政	作	IJ	濱	元	雅	浩	"
高	吉	幸	光	IJ	恒 榮	≨城	德	彦]]

令和3年

第6回宮古島市議会(臨時会)会議録

令和3年7月29日(木) (議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和3年第6回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

令和3年7月29日(木)午前10時開会

日程	皇第	1		会議録署名議員の指名について			
IJ	第	2		会期を定めることについて			
IJ	第	3	議案第63号	令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)	(市	長提出	出)
IJ	第	4	# 第64号	城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負契約について	(IJ)
IJ	第	5	# 第65号	訴えの提起について	(IJ)
IJ	第	6	# 第66号	和解について	(IJ)
IJ	第	7	決議案第 2 号	宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の	没置	につい	ハて
					(議	員提出	出)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和3年第6回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

令和3年7月29日(木)午前10時開会

月	日	曜日	種	別	日 程	摘	要
					会議録署名議員の指名		
7月2	9月	木	本会	会議	会期の決定		
					議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決		

会期=1日

令和3年第6回宮古島市議会臨時会会議録

令和3年7月29日(木)

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(24名)

(閉会=午後零時23分)

議	長(10)番)	Щ	里	雅	彦	君	議		員(13番)	前	里	光	健	君
副調	養 長(1:2	2 ")	高	吉	幸	光	IJ]]	(14")	下	地	信	広]]
議	員(1	")	下	地		茜	IJ]]	(15")	砂	Ш	辰	夫	"
,	(2	")	仲	里	タス	7子	IJ		IJ	(16")	我女	古口	三	雄	IJ
,	(3	")	島	尻		誠	IJ		IJ	(17")	下	地	勇	德	IJ
,	(4	")	友	利	光	德	IJ		IJ	(18")	粟	玉	恒	広	IJ
,	(5	")	狩	俣	勝	紀	IJ		IJ	(19")	上	地	廣	敏	IJ
,	(6	")	新	里		匠	IJ		IJ	(20 ")	平	良	敏	夫	"
,	(7	")	平		百台	香	IJ		IJ	(21")	佐夕	本	洋	介	IJ
,	(8	")	平	良	和	彦	IJ		IJ	(22 ")	棚	原	芳	樹	IJ
,	(9	")	上	里		樹	"		IJ	(23 ")	濱	元	雅	浩	"
,	(1)	1 ")	狩	俣	政	作	IJ		IJ	(24 ")	眞勞	き城	德	彦]]

◎欠席議員(0名)

◎説 明 員

市		長	座喜	[味	_	幸	君	福	I	祉	部	長	下	地	律	子	君
副	市	長	伊	Ш	秀	樹	"	農	: 1	林 水	産 部	長	平	良	恵	栄	IJ
企 画	政 策 部	長	垣	花	和	彦	"	総		務	課	長	砂	Ш		勤	IJ
総	簩 部	長	宮	玉	泰	誠	<i>]]</i>	財	•	政	課	長	玉	仲	英	樹	IJ

◎議会事務局職員出席者

 事務局長友利毅彦君
 次長補佐砂川晃徳君

 次長期覇弘樹川議事係長川満里美川

令和3年第6回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

令和3年7月29日(木)

	令和3年第4回宮古島市議会定例会(6月)で議決した「日本政府に対して、日米
	地位協定の抜本的改定を求める意見書」外4件の意見書及び1件の要請書については
	6月22日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、佐久本洋介委員の両名から令和3年5月分の例
	月出納検査結果報告があった。
6月30日	地域おこし協力隊職員の卒業式に出席し、挨拶を述べた。
7月 8日	全国離島振興市町村議会議長会令和3年度第1回総会オンライン会議に参加した。
7月13日	令和3年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会オンライン会議に参加し
	た。
7月14日	座喜味一幸市長から令和3年第5回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知
	とともに、第5回臨時会に付議すべき議案の送付があった。
7月16日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については令和3年7月21日の1日と
	するのが適当であること、付議された各議案については委員会付託を省略し処理する
	ことと決した。
	議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和3年第5回宮古島
	市議会臨時会提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の
	報告を行った。
7月21日	同日招集の令和3年第5回宮古島市議会臨時会は、台風6号の接近に伴う暴風警報
	発令により閉庁となったため、開会されず流会となった。
7月22日	座喜味一幸市長から令和3年第6回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知
	とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
7月27日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日7月29日の1日とす
	るのが適当であること、付議された各議案については委員会付託を省略し処理するこ
	とと決した。
	以上

◎議長(山里雅彦君)

ただいまから令和3年第6回宮古島市議会臨時会を開会します。

(開会=午前10時00分)

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長(友利毅彦君)

議長の命により諸般の報告をいたします。

7月21日招集の令和3年第5回宮古島市議会臨時会は、台風6号の接近に伴う暴風警報発令により閉庁となったため、開会されず流会となりました。

7月22日、座喜味一幸市長から令和3年第6回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、 今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

7月27日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日7月29日の1日とするのが適当であること、付議された各議案については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長(山里雅彦君)

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において我如古三雄君及び下地茜君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日7月29日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日7月29日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第63号から日程第6、議案第66号までの計4件を一括議題とし、提案者から提案 理由の説明を求めます。

◎市長 (座喜味一幸君)

令和3年第6回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、議決議案3件の合計4件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第63号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)、今回の補正は1,128万5,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ385億3,733万6,000円

と定めてあります。

次に、議決議案についてご説明いたします。議案第64号、城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請 負契約について、城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負契約については、宮古島市議会の議決に 付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、 本案を提出します。

議案第65号、訴えの提起について、不当利得返還請求事件について、支払い督促の申立てに対し、相手 方から異議申立てがなされたことから、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促申立てのときに訴え の提起があったものとみなされるに至ったため、訴えの提起について議会の議決を必要とするため、本案 を提出します。

議案第66号、和解について、不当利得返還請求事件については、相手方在住の簡易裁判所から勧告され た和解案に基づき和解するには、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(山里雅彦君)

これで提案理由の説明は終わりました。

ここで去る6月定例会において、副市長に選任された伊川秀樹副市長より挨拶の申出がありますので、 これを許します。

◎副市長 (伊川秀樹君)

副市長就任に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る令和3年6月定例会におきまして、副市長就任にご同意を賜り、6月22日付で副市長を拝命いたしました伊川秀樹でございます。沖縄県職員時代の平成21年には、出向にて宮古島市財政に関わらせていただき、このご縁からもこのたびの選任は身に余る光栄であり、その責務の重さに改めて身が引き締まる思いでございます。現在宮古島市におきましては、喫緊の課題は新型コロナウイルスの感染対策、ワクチンのスムーズな接種でございまして、その他課題は山積しておりますが、座喜味一幸市長をしっかりと補佐し、宮古島市民の生活と福祉の向上のため頑張る所存でございます。また、議会議員の皆様には、市の関わる多くの課題にご鞭撻、ご指導をいただきながら、市長とともに市勢の発展に尽力してまいりたいと思っております。微力ではございますが、これまでに培ってきた経験を生かし、持続可能な行財政運営を職員とともに力を合わせて誠心誠意努めてまいりますので、市民の皆さんのご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

◎議長(山里雅彦君)

これより議案第63号から議案第66号までの計4件に対する質疑に入ります。 質疑があれば発言を許します。

◎仲里タカ子君

では、補正予算の議案についての説明をお願いします。

議案第63号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)のこれ一番最後のページ、7ページを見ながら、これ2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料、二酸化炭素排出抑制対策事業1,000万

円の補正、これ国庫補助のようですけれども、これの内容を説明をお願いします。

それと3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費、18節負担金、補助及び交付金、保育士確保対策事業の128万5,000円の補正ですけれども、この内容についても説明をお願いします。

議案ですけれども、議案第65号、訴えの提起について、続いて議案第66号、和解についてが出ておりますけれども、この訴えのですね、青年就農給付金事業についての具体的な説明をお願いします。

◎企画政策部長(垣花和彦君)

議案第63号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)の7ページの企画費の二酸化炭素排出抑制対策事業についての説明でございます。この事業は、二酸化炭素の排出を抑制するために再生可能エネルギーの導入に向けての事業計画を策定するための事業でございます。補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思いますけれども、これは環境省の補助事業でございまして、再生可能エネルギーの最大限の導入計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現事業の一環として行われるものでございます。宮古島市のほうでは、エコアイランド宮古島推進計画がございますので、それを踏まえた上で、この事業を導入して宮古島市における二酸化炭素の排出抑制事業に取り組んでいきたいということで、申請を行っておりましたけれども、6月になりまして事業が採択されましたので、今回臨時会で補正案として上程をしているところでございます。

具体的には、宮古島市における2050年までの二酸化炭素の削減目標を見据えまして、地域の再生可能エネルギー導入プランを明確化することにより、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入を図ることを目的とするものでございます。この事業3年にわたって実施されます。それぞれ1,000万円が上限として補助されることになっておりまして、1年目は基礎情報の収集、分析、それから技術開発のステージ調査、将来ビジョンのシナリオを構築、こういうことをやっていく予定となっております。委託費として計上しておりますのは、再生可能エネルギーに関する知見、実績などがある事業者にこの事業の調査、分析等を委託することにしておりますので、委託費ということで計上をさせていただいております。

◎福祉部長(下地律子君)

議案第63号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)の8ページでございます。保育士確保対策事業助成金128万5,000円の事業内容でございますが、この事業は法人保育園連盟のほうが実施をする事業に対して、市が補助金を交付するということでございますが、保育士不足を解消するために県内外の保育士、保育士養成校の学生を対象に、宮古島市の保育施設、不動産等を見学し、宮古島市へ就職、移住へつなげることを目的とした事業でございます。

◎農林水産部長(平良恵栄君)

議案第65号、訴えの提起について、議案第66号、和解についてに関連して青年就農給付金事業について、 どのような事業なのかということに対するご質疑です。

この事業は、平成24年度から行われている事業であり、当初青年就農給付金として給付を行ってまいりましたが、国の要綱の改正により、令和3年度より農業次世代人材投資事業の中の経営発展支援金となっております。概要としましては、経営の不安定な就農初期段階の新規就農者を支援し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、新規就農者に対し予算の範囲内において農業次世代人材投資金を交付するもので、資金の交付対象者は独立・自営就農時の年齢が原則これ現在は50歳未満となっておりま

すが、当時は45歳未満ということであり、次世代を担う農業者となることについて、強い意欲を示していること等となっており、経営開始初年度においては、1年につき年間150万円、経営開始年以降は交付期間 1年につき 1 人当たり350万円から前年の総所得を減じた額に 5 分の 3 を乗して得た額を交付する等の内容となっております。夫婦で受けることも可能であり、前項の額に1.5を乗じて得た額が交付額となっております。

◎仲里タカ子君

では順番に。一般会計補正予算の二酸化炭素排出抑制対策事業費の1,000万円、これ3年もかけて基礎調査、それから技術調査、未来に向けてのシナリオを2050年まで計画的に行っていくという環境省の事業を宮古島市が申請をして、それで決まったという説明だったと思いますけれども、この宮古島市はエコアイランドとして一生懸命これまでもやってきているわけですけれども、これ具体的に委託先、もしくは委託内容について、市が何か関わっていく、これ委託先にこういう事業をお願いしますといって委託をするものなのか、それとも市が何か具体的に関わってやっていくということになっているかということを改めてお聞かせください。

それから、訴えの提起にあります新規就農、宮古島市青年就農給付金事業、今は次世代人材投資資金というふうになっているということですけれども、これは今新たな後継者をつくっていく、つくっていかなきゃいけないということでは、とてもよい事業だというふうに思っておりますが、今訴えの提起が行われていることに関しては、新規就農しようと思って最初頑張ったんだけれども、なかなかうまくいかなくてその資金をもらったんだけれども、うまくいかなかった。それで返還請求を受けて市が立て替えて返還をしたというふうに見受けられるんですけれども、これは就農事業に就いた人がですね、何かそれがうまくいかなかったとき、市が県に返還しなくてはならないという仕組みになっているかどうかをもう一度お聞かせください。

◎企画政策部長(垣花和彦君)

二酸化炭素排出抑制対策事業について、委託をするコンサルタント会社で全てを行うかというようなご質疑であったかというふうに思っておりますが、これ先ほど説明しましたとおり、3年間継続で実施するということで、1年目が計画実施の前提とする基礎情報、それから技術情報等を整理した上で、宮古島市の再生可能エネルギー最大限導入シナリオを構築すると、1年目はですね。2年目が1年目に構築したシナリオを基に専門家の知見を借りつつ、将来の温室効果ガスの削減や最大限導入目標を具体的に設定をいたしまして、先行する地域においてモデルプロジェクトを開始していくと。3年目が設定した削減の目標、それからモデルプロジェクトの成果を踏まえて、今後宮古島市全体としてどういうふうに二酸化炭素を削減していくか、再生可能エネルギーを導入していくかという実施計画、そういうものに反映させていこうということでございます。委託費の施行につきましては、これは公募でですね、民間のコンサルタント会社のほうを選定いたしまして、その選定された事業者のほうに委託をするということになりますけれども、これはもちろん全部丸投げで事業者のほうに委託をするということではございませんで、担当課のほうでもこれまで取り組んできたいろいろな知見、情報、そういうものがございますので、そういうものを踏まえながら事業者と一緒になってですね、取り組んでいくということになると思います。また、来間地区あるいは狩俣地区で再生可能エネルギー導入についての宮古島市独自の取組もいろいろ行っておりますの

で、そういう部分も踏まえながらですね、契約を結ぶことになる民間の事業者と共同でやり取りをしなが ら、効果的な取組を検討していきたいというふうに考えております。

○農林水産部長(平良恵栄君)

この青年就農給付金事業が補助金の返還をしなければならないのかということについてのご質疑だと思いますが、これは事業の目的に沿ってですね、補助金というのは受けられます。その目的が達成されない場合においては、これは当たり前に補助金は返還していかなければならないというふうな形になります。

◎仲里タカ子君

この再生可能エネルギーの導入計画づくり等に関しては、今まで宮古島市が取り組んでいることも含めて、これから公募で民間のコンサルタントを募集をして、さらに進めていくということなので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

この訴えの提起にあります新規就農に関してですけども、私がちょっと聞きたかったなと思ったのはですね、みんな高い志を持って農業に新規就農で取り組んでいきたいと思って、いろいろ手続を踏んで補助金申請をして、そしてもちろん長く続けられるように計画を立てて、この申請を行って、新規就農した方が手続をやっていくんだと思うんですけれども、やっぱりいろんな事情が出てきたときに、これが継続できないという可能性はいつでもあると思うんですね。どんなときにも、いつでもそういうリスクがある。そのリスクがあるときに、もちろん返還をする義務はあると思うんですけれども、これを市が県に対して返さなければならない、こういった代理というか、もしこの返還ができない新規就農者がつまずいてしまって、補助金をもらったんだけれども、返還もできない、それで不当利得になってしまっているんですが、これ市が県に対して代理で返納するという仕組みになっているんですかということをお聞きしようと思います。もう一回お願いします。

○農林水産部長(平良恵栄君)

補助金というのは、市が県に申請して補助金はいただいて、それをまたいただいた補助金をですね、青年就農給付金として交付しているものであります。それですので、まず目的が達成できなかった場合に、市は県に対して補助金の返還をしなければならない。ただ、市は新規就農者に対して補助金の返還を求めるわけでございますけれど、それはいろんな事情がございます。一括で返済できない場合もございます。そういうことで分割でですね、いろんな調整をして返還していただくという形でですね、一括でそのまま払いなさいという、そういう意味ではございません。事情を考慮しながら返済を求めていくというような形をとっております。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

補正予算の7ページの先ほどあった二酸化炭素排出抑制対策事業の件なんですけれども、これ環境省が新しく出して、それで採択されたということなんですけど、これは全国で何地区ぐらいこれ行われているのかなということと、3年の1,000万円という説明ですけれども、1,000万円の3年でマックス3,000万円なのかなということの確認、これお話聞くと、最終的にビジョン策定というか、計画の策定というのが成果物として3年かけて出来上がった計画書なり、ビジョンなりというものが成果物というものになるのか、

都度都度中間報告にはなると思うんだけれども、一年一年で何か成果物を求めていくものなのかというところですね。これはやっぱり3年通して一つの目標に向かって進んでいくとなると、随意契約でやっていくのかなとは思うんですけれども、この辺りどういう方向性でやっていくのか。3年かけて一つの成果物を求めていくという事業なのかというところを知りたいんですよね。ぜひとも地元の関係者で全部それ策定できれば面白いなとは思っているので、モデル地区等々あるので、何地区ぐらいが今これに手を挙げて採択されているのかなというところも聞きたいと思います。ご説明できる範囲でいいです。

○企画政策部長(垣花和彦君)

二酸化炭素排出抑制対策事業についてお答えいたします。

大変申し訳ありません。これ全国でどれぐらいの自治体がこの事業に採択されているのかというのは、 ちょっと把握をしておりません。後でまた調べまして報告したいと思います。

それから、事業費でございますが、これは1年当たり1,000万円を上限に3年間ということですので、計画としては3年間で最大3,000万円ということになります。ただ、もちろんこれは条件つきで予算の範囲内ということでございますので、一応今のところ最大3,000万円という予定になっております。

それから、事業を簡単に説明しますと、3年間の事業の中で、1年目がシナリオの構築、それから2年目が導入目標の設定、目標をどこに置くのかということですね、数値的なもの。それから、3年目が施策のデザイン、その目標達成に向けて、どういう事業をやっていくのかという、そういうデザインの取りまとめですね、これ1年ごとに中間報告が義務づけられておりますので、1年目の成果、それから2年目の成果、それぞれ報告していくことになります。最終報告の中で、具体的にじゃどういう施策を実施していくのが宮古島市においては有効であるというような形の報告書を最終報告書として提出をして、それを踏まえて今後宮古島市における具体的な二酸化炭素の抑制の取組をこの3年間の中で取りまとめた有効な施策の中に施策を反映する形で実施計画を3年後につくって、それに向けて取り組んでいくと。それから、モデル地区の話がございましたけれども、今モデル地区はまだ選定はしておりません。ただ、現段階で宮古島市において再生可能エネルギーに取り組んでいる地区というのが来間地区とそれから狩俣地区、既に先行して太陽光とか、風力とか、いろいろ取り組んでいる地区もございますので、そういう地区がモデル地区になるかどうかというのは、またこれからいろいろ検討しながら決めていくことになりますけれども、こういう地区を選定するのか、それとはまた別途いろんな条件などを踏まえて新しく設定するのか、その辺もこれから1年目の中で検討していきたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

せっかくこれ計画、ビジョン立てるので、今始まるスタートの段階なので今何とも言えない状況だとは 思うんですけれども、これ計画だけじゃなくてね、ぜひともこれが実走できるような形で行政としても応 援をしていただきたいなというふうに思うので、今後環境省からもこういう計画に基づく実走の特区なり、 いろいろな形でアプローチは来ると思うので、ぜひとも実際に島の皆さんが利用できるような形に広げる、 そこまで思ってこの計画スタートさせていただきたいなというふうに思っております。多くの計画が計画 というものをつくるのがゴールになってしまいがちなので、ぜひともこの辺りは前に進めるという思いで、 スタートから励んでいただければと思いますんで、ぜひとも協力したい案件でありますので、お声がけい ただければと思います。ありがとうございました。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光德君

議案第64号、城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負契約についての議案についてですけれども ね、指名通知からですね、落札までの事務的流れの経緯について詳しくお尋ねをします。

まず、指名通知を出した日がですね、何日なのかと。これランクがAランクで建築がですね、16社と載っているんだけれども、該当するランクの業者はですね、何業者入札参加がなされているのか、それと今回指名を受けた業者のですね、根拠というのかな、どのような経緯で指名をされたのか。そして、島外業者がですね、1社指名されて、辞退はされているんだけれども、なぜなのかですね。そして、開札の話を聞くと、くじで業者を選定しているという情報がありますけれども、その開札の方法についてですね、説明を詳しく求めたいなと思っております。いつからなのか、どのような方法でですね、くじを任せているのか、その方法もお願いします。

それとですね、これはちょっと議案とは関係ないんだけども、19日に城辺旧庁舎のですね、いわゆる建設場所において、草刈り作業というのかな、26日には基礎材、クラッシャーランを運搬して敷きならしの作業をしているんだけども、これはどのような経緯でそうなったのかですね、その担当部署が指示をしたのか、それとも落札をしている業者がやったのか、その辺についての説明を詳しくお願いします。

◎総務部長(宮国泰誠君)

議案についてのご質疑でございますが、指名通知につきましては、6月22日に指名をいたしました16業者に出しておりまして、入札日が7月8日ということになっております。指名についてはですね、建築のAランクの16業者を行っておりまして、このAランクについては、宮古島市では20業者が参加業者というふうに登録をされております。

それから、指名についてはですね、やはり過去の実績であるとか、実施採点点数とかがありますので、 そこを勘案いたしまして、指名をしております。

それから、入札の手順ですけども、入札を開始する前にですね、参加者の氏名等を読み上げてですね、参加の有無を確認します。その後入札箱に投函をしてですね、それを開札した後に最低制限価格を決定するための代表者、これは参加した事業者の中からですね、くじによってその場で抽せんを行って、代表者を決定をいたします。その後ですね、我々が準備をしました10の係数というものをその番号を準備して、その代表者が現場で引き当てた係数を最低制限基準価格に乗じまして、最低制限価格を決定するという手順で行っております。それとですね、世代間交流施設既に地ならしがされているというふうなご指摘ですけども、これについては台風等により1週間議会が延びたということもあって、当該業者がですね、工期等を勘案してやったものというふうに捉えておりますけども、これについては今後そのようなことがないように注意をしたというふうに聞いております。

◎友利光德君

休憩をお願いします。

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

再開します。

(再開=午前10時37分)

○総務部長(宮国泰誠君)

島外というのは、本社といいますかね、登録業者が地元に本社がないのは1業者を指名してございます。

◎友利光德君

Aランクが20社であるんだけども、16社を指名をしたと。沖縄本島に本社がある企業が1社入って、これが辞退をしていると。やはり業者というのは指名をいただかないと業者とは言えないという言葉をよく使うんだけども、島外の企業を指名してですね、辞退をするよりは、島内の指名から外れた業者を指名するほうがよかったんじゃないかなと思う気がするんですよね。というのは、これは地元の企業を優先にするというのが一つの最低限ですので、こういうのはやはり守ってほしいなというふうな気持ちがあるんだけども、なぜそれができなかったのか、その辺の答弁を求めます。

そしてですね、一番気になるのがですね、このくじというのがありまして、最低制限価格から掛ける係数番号10番というのがありますよね。これは番号というのは、1からきれいに並べて10番までいくのか、それとも意地悪して1、3、7とか、例えば下に10番を持っていくのか、どういうふうな方法でやっているのか、説明を求めます。

◎総務部長(宮国泰誠君)

島外の企業を指名したのかというふうなご質疑だと思いますけども、これについてはやはり島外事業者のですね、実績等々を勘案して指名決定をしております。確かに地元の業者の優先指名というふうな部分もありますけども、やはり物によってですね、非常に技術的に高い技術を保有している業者というふうな部分も選定の基準とか、考え方にありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの係数の件ですけども、係数についてはですね、これは横並びで1番から10番までやりますけども、これは入札ごとに例えば1番には1.005、次回の入札には5番目にその数字を入れるとかというふうに入札ごとに係数の順序についても並び替えをして実施をしているところです。

◎友利光德君

沖縄本島にある企業の実績の話をしているんだけども、私はこの業者指名についてはですね、やはり地元の企業の健全育成というのかな、こういう観点からもやはり地元の企業を指名するべきじゃなかったかなと、今そういう思いをしているんです。ということはですね、辞退をしているんですよね。皆さんの思いに対して応えないということになるんですけども、これも間違っているんじゃないかなと思います。今後改善をしていただけるようにお願いします。

それと、19日の城辺旧庁舎の草刈りと基礎材の搬入、敷きならしについてですね、これ何か何ら問題ないですか。議会の議決をする前に現場内に入って作業をするというのは、何かこれは何も問題ないですか。 そう理解してよろしいですか。

◎総務部長(宮国泰誠君)

この建設現場のですね、地ならしとかについてはですね、先ほどもお答えしましたけども、1週間台風

等の影響によりまして、議会が延びたということで、これは受託受注者のスムーズな着工に向けてのものだと思ってはおります。ただ、確かに議会の議決の前にですね、既に工事に係る作業を進めていたということは、ちょっと適当ではないというふうに思っております。これについては、建設部のほうからですね、当該業者について、今後このようなことがないようにということの注意をしたというふうに聞いておりますので、そこのところは今後の議会の議決に係る前のですね、作業等については、十分に監督をしていくものというふうに考えております。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎平良敏夫君

この二酸化炭素排出抑制対策事業なんですけど、3年1,000万円上限として続けるという話ですけどね、この事業というのは今の時代急がれるべき事業だと思っているわけですけど、これ3年間でやる、考えてみたらちょっとイメージしてもですね、私としては1年間でできそうな気がするんですけど、これを3年もかけてやるという、ちょっとその根拠、お金の出どころの問題もあるかも分かんないですけどね、ちょっとこれを説明していただきたいと思います。

◎企画政策部長(垣花和彦君)

この事業については、説明をしたとおりですね、環境省のほうの補助事業ということで、再生可能エネルギーの最大限の導入計画づくり、それと地域人材の育成を通した持続可能でレジリエントな地域社会実現事業の一環として行われるものでございます。事業の実施スケジュールにつきましては、この事業について国のほうで事業設計を行っておりますので、それに基づいて宮古島市のほうでも申請を行って、事業が採択されたということになっております。先ほど濱元雅浩議員からもありましたとおり、今全国でどれくらいの自治体がこの事業の採択を受けているかということで今調べておりますけども、この事業の採択に当たってはですね、これまでやはり宮古島市がエコアイランドとして取り組んできたこと、それからこれまでの実績、こういうものを踏まえながらやはり環境省においても宮古島市のこれまでの取組を評価した上で、採択をしていただいているものというふうに思っております。ただ、事業の実施につきましては、国のほうで定めたこの事業設計に基づいて宮古島市も1年目はシナリオ構築、それから2年目が導入目標の設定、つまり二酸化炭素をどれくらい今実際に宮古島市では化石エネルギーが使用されている、その実績を踏まえてどれくらい減らすという目標設定を2年目に行うと。その2年目の目標設定に向けて、じゃどういう事業を展開すればこの目標が達成できるということを3年目に具体的にデザインしていくということでございますので、根拠といいますか、やはり国のほうの事業設計に基づいて宮古島市でもその設計に基づいて取り組んでいくということで、こういうスケジュールになっております。

◎平良敏夫君

この事業というのは、もちろん地球環境上の問題で、非常に大切な問題でありますので、モデル地区と 事業地区としてですね、策定するためにはですね、3年間というのは私は長いんじゃないかなと思ってい るわけです。国の事業というからいいんですけど、予定としては3年間で計画立てて、いろいろやって準 備して、その後実際にその対策を行うというのを4年目からやるんですか。

◎企画政策部長(垣花和彦君)

先ほどもお答えしましたけれども、この3年間の中でですね、宮古島市においては実際に今化石燃料、二酸化炭素の排出量がどれくらいあるということをまず分析をいたします。その分析を踏まえて、将来的にはこの排出する二酸化炭素の削減がどれくらいまで可能かという目標設定を1年目の調査、分析を踏まえて、2年目で行います。その目標設定をした上でですね、この目標を達成するために、宮古島市においては例えばですね、自動車の全体の中の何%を電気自動車にする、あるいは今家庭で消費している電力を何%を太陽光にする、そのためにはどういう施策を行政のほうでは行うというようないろんなデザイン、目標達成のための施策を検討して、具体的に宮古島市で導入可能な施策を検討していくと。3年目でそういう実績を報告をして、将来的に宮古島市で二酸化炭素の排出を削減するための具体的な取組を行うために、この3年間で構築したノウハウをその計画の中に取り組んで具体的に実施計画を策定していくというふうな手順になっているということになると思います。

◎平良敏夫君

調査して目標設定して、具体的に動くのは実施計画というように多分4年後以降になるでしょう。やっぱりですね、ちょっとゆっくりしているなというイメージ拭えません。今年度はですね、1,000万円でいいんですけど、これをですね、進めるためにも可能かどうか分かんないけど、宮古島市自体で1,000万円ですから、これ以下ですから、予算立ててやってもいいんじゃないかと思うんですけど、大切な事業です。私はそういうところまで望みますけど、答弁できますか、宮古島市で独自でできないかということ。

◎企画政策部長(垣花和彦君)

宮古島市も財源あるわけですから、宮古島市独自でできないということはないと思いますけれども、せっかく国のほうでですね、しかも環境に関する取組を行っている環境省のほうでそういう事業設計をして、100%の補助金で事業を導入できるという仕組みがあるわけですから、それを活用しながら事業を展開していくと。さらにですね、こういう事業を行うことによって、宮古島市が国の事業の活用において実績を上げてくればですね、将来的に実施計画を進めていく上でも、また国の補助事業の導入のハードルもある程度下がってくるといいますか、国のほうでもそういう支援をしていただけるというふうに思っております。そういう部分のメリットも出てくるのではないかというふうに考えております。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

議案第63号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)ですけれども、その中の今のところですね、カーボンニュートラルの7ページの部分ですけれども、先ほど各議員からいろいろ質疑があってですね、垣花和彦企画政策部長のほうではいろんなこれまでの経験もあるから、主体的な部分でやっていくという答弁があったと思います。それでですね、主体的に行っていくためにはですね、やはりトップの二酸化炭素の排出抑制に対するですね、考えというものは重要なことだと思っております。そういう観点から市長は今後 CO_2 削減について、この事業に対するビジョンはどういう考えをお持ちなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

◎市長 (座喜味一幸君)

宮古島はエコアイランドの取組をこれまで一生懸命やってきたというふうに思っておりますし、これま

でにかつて環境モデル都市としても全国有数の指定を受けたこともあると思っております。エコアイランド宮古島を目指してエタノールの取組をはじめとしたるるの調査もされてきたものと思っております。特に今焦点が大体絞られてきたんじゃないかと思っているのは、来間島等の事例で申しますと、太陽光発電を活用して、災害時でも対応できるような完結型の取組をしております。ちょっと正規な名称は忘れましたが、沖縄電力との連携の中で、未来エネルギー株式会社と申しましたか、正確ではありませんが、そういうハードの部分は電力会社でやっていただく、そしてその使用料そのものを従来の負担で住民は負担していただくというような事業も進められているというふうに認識をしておりまして、この太陽光発電のエネルギーをどのようにして蓄電できるかというようなことが実証されているということもありまして、向こう将来にわたっての二酸化炭素削減の目標も市として掲げておりますから、それに関しては今実証されつつあるものの中で、一つの技術の確立、それから台風等々での非常時における安定的な電力の確保等々いろんなメニューがあるというふうに理解しております。今回の調査もそういう絞り込みの中から一つのテーマとして調査等々して、あとできればアクションプログラムまで実行できるような形での調査ができればいいなという思いを持っておりますが、その辺に関しては担当部でしっかりと詰めておりますので、しっかりとやっていきたい、このように思っております。

◎新里 匠君

これですね、今公募方法についてですね、説明があったんですけれども、この公募期間ということがま だいつからいつまでが公募期間というのが示されておりません。先ほど市長もですね、アクションプログ ラムの件について言及がありましたけれども、やはり実装できるようなものにしなくてはいけないと。す なわち実際に動いていくということがやはりこの島の未来を決めるというところにおいては、やはり不可 欠なところだと思っております。この公募期間についても教えていただきたいんですけれども、もう一つ、 先ほど市長が太陽光というものがですね、やはり軸としてなっていくだろうというものがありました。こ れは来間島、狩俣という実証実験をやっているからというところで、企画政策部長もそういう話をしてい ましたけれども、私はですね、この太陽光に限らずというところをやっていただきたいと思っております。 それはですね、やはり太陽光はこれまでも日本も世界も様々いろいろやってきたんですよ。けれども、こ れからはですね、水素なり、またほかのメタンガスなりを利用した方向性もやはり技術の確立によって出 てくると思っております。そういう意味ではですね、モデル地区というものをこの狩俣、来間島に限定せ ずにですね、太陽光というものにも限定せずにその事業者というものもですね、公募していただきたい。 そして、先ほど濱元雅浩議員がおっしゃっておりましたけれども、やはりこの島の人が関わるということ が一番大事だと思うんです。島の人がこの事業自体をとってですね、それで様々な新しい技術を持った企 業、そしていろんな人脈等を利用してですね、活用して、それを施策に反映していくということが大事だ と思うんですね。やはり世界のリーディング的なビジョンになれる、それを実装できるというですね、こ とをつなげていけたらなと思っておりますから、ゼロベースでやっていただきたいと思いますけれども、 企画政策部長、公募期間とですね、その公募選定について、どういった企業、無制限に募集するのか、宮 古島の企業でもいいのかというところをですね、教えていただきたいと思います。

◎企画政策部長(垣花和彦君)

新里匠議員のご質疑にお答えする前に、先ほど濱元雅浩議員からご質疑のありました全国で採択された

件数でございますが、全国で64の地方公共団体が事業採択を受けております。ちなみに沖縄県内では、宮古島市のほかに伊江村、竹富町の合計3市町村が事業の採択を受けております。それぞれその具体的な事業、どういう再生可能エネルギーを導入するかとか、そういうことにつきましては、それぞれの市町村でこの事業を通して具体化されてくるというふうに理解をしております。

新里匠議員のほうからありました公募の期間でございますが、これについては、議会の承認後ですね、来月早々には公募に向けての取組をスタートしていきたいというふうに思っております。実は、この事業はですね、来年1月いっぱいの事業期間ということで、事業設定がされておりますので、非常に事業期間が短いというのもありまして、早々に対応していかなければいけないということで、議会承認後来月早々には公募をスタートしたいというふうに思っております。公募後プロポーザルで事業者を選定していきたいと思っておりますが、地元の企業についても、それは特に限定はしておりませんけれども、意欲のあるところについては、どんどんプロポーザルの中で取り入れながら事業者を選定していきたいと思っております。実際に先ほど市長からありました来間島の太陽光、それから今狩俣のほうでも沖縄電力と一緒になって風力発電について一緒に取り組んでいる事業者もございます。そういう実際に地元で今再生可能エネルギーの導入に向けて取り組んでいる事業者もございます。そういう事業者も加えてですね、いろんな提案を受けながら、宮古島市に合った再生可能エネルギー、二酸化炭素の削減、そういうものを実効性の高いものを提案してくる事業者と契約を結んでいきたいと思っております。もちろん地元の事業者がそういうことで提案してくれば、地元の事業者にも意欲をぜひ出していただいて、いい提案があれば採用していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

ぜひ企画政策部長、よろしくお願いしたいと思いますけれども、市長、地元の企業とかとのですね、大 手とのジョイントベンチャーも含めてですね、それを念頭にやはり島の人が関わるということが大事です から、進めていただきたいと思っております。

続きましてですね、議案第64号、城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負契約についてですけれども、この契約案件についてこれ聞いていいか分からないんですけれども、この予算の割合というのとですね、この世代間交流施設の役割について教えていただきたいと思います。

◎福祉部長(下地律子君)

予算の割合ということでございますが、これは財源のことで、予算の中でこの中に児童館もありますので、児童館に対しての国庫補助金がございまして、次世代育成支援対策施設整備補助金というのが予定されております。そのほかに沖縄振興特別推進市町村交付金、こちらのほうが約7,349万3,000円、これは予算現額でございますね。そのほかに起債と一般財源を予定しております。すみません。先ほどの次世代育成支援対策施設整備補助金は2,417万6,000円となっております。また、施設の役割ということでございますが、この施設のほうはですね、児童館と子育て支援関係の施設、それと交流関係の施設ということになっておりまして、この児童館で遊びと多様な体験を提供するほか、保護者同士が安心して気軽に交流できる場であるとともにですね、子供たちの体験活動を住民が支え、多世代の交流が図られる場となるなど、子育て支援や地域交流など、多様な役割を担う拠点として期待をしているところでございます。児童館の機能に加えまして、子育て支援機能、多世代が集い交流できる機能と併せ持つとともに、変化するニーズ

に柔軟に対応し、段階的に発展できる地区の交流活動拠点を目指していきたいと考えております。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

議案第64号、城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負契約についてですけども、まず友利光德議 員からも指名の在り方についてご指摘がありましたけども、私もその件についてまず最初にお伺いします。 まず、公共工事というのは地元企業を育成する観点からも、地元企業優先で公正、公平に分離分割の発 注というこのことが大切だと考えます。この今回の請負契約の件についてですね、そういう観点から見て ですね、今新しく庁舎が完成しました。その1工区を請け負った企業です。その企業がこの庁舎を完成さ せて、しかも単独で請け負った事業なんですけども、その直後にこの城辺地域でのこの2億1,000万円の工 事の落札ということなんですけども、ちょうど私は庁舎建設を2度経験しています。議員になる前でした から、庁舎建設はこの新庁舎が1度の経験になりますけども、旧庁舎が完成した直後に私は箱物行政と批 判をして議員になった経緯があります。その21億円の旧庁舎建設をして、その後ホテルアトールエメラル ド宮古島、宮古島マリンターミナル、そして文化ホール、マティダ市民劇場ですね。この工事が連続しま した。全国的にも有名になりましたけども、そのときですら地元企業の育成の観点が懸命にされていたと 私は受け止めています。いわゆる単独発注はなかったんですね。全てがホテルアトールエメラルド宮古島 も宮古島マリンターミナルもマティダ市民劇場もJVをしっかりと組んでその対応をした。これがありま すけども、今度の庁舎建設は単独で請け負って、その直後のこの工事の指名ということになります。です から、公共工事の公平、公正な発注に照らしてですね、今度入札した業者が指名された経緯、これを伺い たいんですけども、まず1点お伺いします。

◎総務部長(宮国泰誠君)

今回議決議案として、世代間交流施設のですね、受注者の指名された経緯ということですけども、先ほども申し上げましたとおり、これはAランクの事業者が20業者いたということで、5,000万円以上の建築に関しては16業者というふうな基準がございますので、その中で過去の実績であるとか、手持ち工事であるとか、そういうものを勘案して指名したということでございます。

◎上里 樹君

今手持ち工事の状況というお話がありました。やっぱり公平、公正な指名という観点に立って、手持ち工事の状況というのは、やっぱりどのような工事を今請け負っているかということも大切な指名に当たっての観点だと思うんですね。この業者は今手持ち工事どれぐらい持っているのか分かりますか、それが1点。

それから、私が今度落札のこの説明資料を見てですね、疑問に思った点は、落札率が95.6%と高いです。 それから、最低制限価格に近い落札価格になっているという点です。くじで決めますから、問題はないという友利光徳議員に対して答弁がありましたけども、最低制限価格これはしかるべき人しか知りませんよね。ですから、それを封筒に詰めて、要するに封詰めをして後で開封するということになるという説明でしたけども、役所の中でこれはどなたが決めて、その封は何人の作業でこれはするのか、お伺いします。

◎総務部長(宮国泰誠君)

先ほどご質疑のあった株式会社大米建設の手持ち工事の件ですけども、これ島内、宮古島市内では、現 在のところゼロということになっております。

それから、最低制限価格の決定者、誰が知っているかというふうなご質疑だったと思いますけども、これはもちろん金額によっても例えば部長であったり、副市長であったり、市長であったりというふうなことになりますので、予定価格、最低基準価格については、その金額の立場の人が知っているということになります。

◎上里 樹君

手持ち工事ゼロということなんですけども、私が見ると公共工事というのは、何も市の発注する公共工事だけではないと思うんですね。国の工事もあります。県の工事もあります。そういった具体的に見ていきますと、保良の弾薬庫の建設であったり、ヒルトンホテルの建設であったり、民間の事業もありますけども、そういった手持ち工事というのは、これは数件持っていると考えますけども、そのことに対する見解と今後の指名に当たってやっぱり手持ち工事というのは、何も市の公共工事をゼロだからということではなくて、やっぱり手持ち工事のない業者を選ぶというのがやっぱり大切だと考えます。そういった意味で、そのことに対するご見解をお聞かせください。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩=午前11時14分)

再開します。

(再開=午前11時15分)

○総務部長(宮国泰誠君)

確かに市内業者、国、県の手持ち工事も勘案しながらというふうなご質疑だったかと思いますけども、 この辺についてはですね、やはり他市の指名の在り方とかを調査研究いたしまして、対応していきたいと いうふうに考えております。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎高吉幸光君

議案第63号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)の5ページ、先ほどから出ております二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ですね、これは環境省のほうのホームページ見にいきますと、事業の内容自体が30以上の事業に分かれております。企画政策部長、これについてこの大題ではいいと思うんですけれども、これの中身が三十幾つ事業があるわけですよ。それ具体的に分かるようにやっぱり示していただきたいなというふうに思っているんですけども、これの中の一体どこに当たるのか、今回の事業は、教えていただきたいと思います。

◎議長(山里雅彦君)

ちょっと休憩します。

(休憩=午前11時16分)

再開します。

(再開=午前11時18分)

◎企画政策部長(垣花和彦君)

先ほど来説明していますとおり、今回の事業は再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業の中の一つのメニューということで、この中で宮古島市の場合は、地域再生エネの導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援事業ということで導入をしております。高吉幸光議員ご指摘の30程度の事業メニューがある中で、どの事業に該当するかというのはちょっと確認ができておりません。これについてはですね、後で担当を交えてちょっと研究をしてですね、またお答えしたいと思います。すみません。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、議案第63号から日程第6、議案第66号までの計4件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第63号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を 許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第4、議案第64号、城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

(「議長」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩=午前11時21分)

再開します。

(再開=午前11時21分)

◎上里 樹君

ただいまの議案第64号、城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負契約について、私はこの件について判断をしかねますので、退場いたします。

その判断をしかねる理由は、先ほど質疑で指摘いたしました入札価格が最低価格に近い金額になっているということ、それから公共工事の地元企業優先、公平、公正な指名に照らして、手持ち工事を抱える業者が指名され、落札していること、それから私はこれまでこの同業者が請け負った市庁舎建設問題で、地域外労働者の運用、国、県の定める運用基準の問題点、それから揚重機、クレーンの設計変更の特記仕様書がないまま変更したこと……

◎議長(山里雅彦君)

もう少し端的にお願いします。

◎上里 樹君

電気機械の許可を得ていない建設業者がそれを請負契約をしたこと等を指摘して、私はその質疑の中で 当局からそれを精査、調査するということと、県に対して伺いをするよう要望いたしました。そういった 観点から、本件について判断をしかねますので、退場させていただきます。

(上里 樹君、退席)

◎友利光德君

ただいまの議案第64号、城辺地区世代間交流施設整備工事(建築)請負契約についてですね、私も理解をしかねますので、退場させていただきます。

(友利光德君、退席)

◎議長(山里雅彦君)

これより……

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩=午前11時24分)

再開します。

(再開=午前11時27分)

これより議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は可決されました。

休憩します。

(休憩=午前11時27分)

(上里 樹君、友利光德君、着席)

◎議長(山里雅彦君)

再開します。

(再開=午前11時27分)

次に、日程第5、議案第65号、訴えの提起についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第6、議案第66号、和解についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第7、決議案第2号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の設置についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎平 百合香君

決議案第2号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の設置について。みだしのこ

とについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、宮古島市議会会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和3年7月29日、宮古島市議会議長、山里雅彦殿。提出者議員、平百合香。賛同者議員、狩俣政作、濱元雅浩、前里光健。

本文を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。

市議会において予算執行の承認が済んでいる、宮古島市し尿等処理施設整備計画にともなう事業執行が 当局において見直し検討されており、すぐにも事業変更にともなう補正予算案が提出される可能性の高い ことをうけ、市議会としては新計画案及び予算措置案を早急に調査・検証したうえで、公益性の最大化に 基づいた予算執行の判断を可能にするために調査特別委員会を設置する。

以上、添付の資料については各自ご一読をください。

◎議長(山里雅彦君)

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 茜君

この決議案第2号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の設置についてなんですけれども、まずですね、提案理由を見ますと、事業変更に伴う補正予算案が提案される可能性の高いことを受けということで書いてありますけれども、これで調査特別委員会を設置したいということなんですが、この文章だけでは例えば補正予算案というのは毎回提出されますし、事業見直しがあるたびにこの特別委員会を設置することができるような形に読めてしまうので、この提案理由のところをもう少しどの点を問題にされているのかというところが文章にないんですね。その辺り入れたような文章にされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、これはこの内容のとおりでいいんでしょうかね。事業変更に伴う補正予算が提出されるから特別委員会を設置したいということでいいんでしょうか。まずは、そこをお聞きできればと思います。

◎平 百合香君

読み上げたとおりの提案理由でございます。

◎下地 茜君

そうしたら中身のほうをちょっとお聞きしたいんですけれども、この2枚目のですね、調査特別委員会の設置についての紙の4番、付議事件というところなんですけれども、項目5つありますが、特に(1)から(4)の中で、例えば(2)などはですね、宮古島市し尿等処理施設計画の問題点についてとありますけれども、この委員会の中で何が問題なのかを考えていくということでよろしいでしょうか。この付議事件のこの項目についてもう少し説明をお願いしたいなと思うのと、それから5番の調査期限については、これは9月定例会期間中という理解でいいでしょうか。定例会の前からも始めていくのか、その調査の期間中は何回ぐらいの開会を想定されているのかもお教えいただければと思います。

◎平 百合香君

調査期限については書いてあるとおり、回数に関しましても委員会のほうで決めていきたいと思っております。付議事件に関しても、ここに書いてあるとおりでございます。

◎下地 茜君

先ほどから何度か質疑をさせていただいていますが、共通して確認したいなと思っているのが、これは調査をする特別委員会なので、何を問題にして調査をするかというそのところが明らかになっていない今この提案内容になっていると思うんですね。なので、まず調査特別委員会を設置して調査するには、まずはその現状の把握をしたり、課題を精査したりということに対して調査をかけていくというのは、調査特別委員会のフェーズにないのではないかなと思っておりまして、例えば勉強会のような形を設けさせていただいて、今ある現状案の比較などをしていくというのは、私ももしあればぜひ参加したいと思いますし、必要かなと思いますけれども、調査をしてということになると、その問題点が今この提案の中でも明らかではないので、まずそこから始めることが大切かなと思いますけれども、そこは明らかにして、そこに対して調査をかけていく。ただ、今見直しの案を出している段階なので、多分そこまでもまだいっていない状況なんじゃないかなという、そこで調査をかけていくというのは時期にも尚早なんじゃないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

◎平 百合香君

見直しが検討されるということは、そこに対して何らかの問題があるから見直しをされるというものだというふうに私は認識しております。ちなみに宮古島市の生活排水処理の現状と課題というものをしっかりと現状がどうなっているのかというものを理解しないことには、この問題点も議論ができないことと思いますので、広い意味での調査をして、きちんと何が市民の公共性のためになるのか、何も否定ありきではありません。きちんと比較検討をし、調査をした上で、市民の公共性の問題、市民の本当の利益というものをお互いに議論していこうという委員会の趣旨でございます。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

幾つか私も質疑をさせていただきます。

この提案理由に公益性の最大化に基づいた予算執行の判断を可能にするとありますけれども、この公益性の最大化というのは何を指しているかということと、予算執行の判断は予算の提案されたときに判断をしなくてはいけないと思うんですけれども、この件についての説明をお願いします。

それから、付議事件(2)でですね、宮古島市し尿等処理施設計画の問題点についてにありますけれど も、この間し尿処理業者から現計画に対する問題点の指摘がありますけれども、この問題点は現計画を指 しているのかどうかを説明お願いします。

それから、(3)ですけれども、し尿等処理施設建設の計画変更案の内容についてという付議になって おりますけれども、この計画変更案の詳細の内容というのはまだ当局からは示されていません。変更計画 案にこの調査特別委員会から注文か何か、提案をしようと考えているのかどうか、お聞かせください。

◎平 百合香君

付議事件の内容についてでございますが、仲里タカ子議員ご質疑の件、整理整頓をして、これらを明らかにして議論をするための場というふうに考えております。

あと公益性の最大化に基づいた予算執行の判断というものは、市民の公益性、公共性が何をもって市民

のためというものかということの予算だというふうに思っております。

◎仲里タカ子君

ちょっとよく分からない。じゃ、続いて(4)ですけど、(4)の計画変更案はまだ公式に示されていないんですね。現行計画と変更計画案の公益性の比較を検討することは、今の時点でできない、また現計画に問題点があるということで、当局、執行部が計画の変更をするということになっているんですけども、これは特別委員会を開いてまで比較検討するというこの理由、具体的な理由をもう一回だけお聞きします。

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

静粛にお願いします。

◎平 百合香君

3月に予算を議会として承認をされたものの見直し案についての議論を深めていきたいと思っております。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

休憩します。

(休憩=午前11時42分)

再開します。

(再開=午前11時45分)

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

決議案第2号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の設置について、この決議案について、まず私はこの調査特別委員会の設置のそもそもの要件、これに合致しているかどうか疑問です。まず、特別委員会というのは、常任委員会が3つありますよね。その常任委員会の所管に属しない特定の事件または議会においてというただし書がありますけれども、つまり特別委員会に付託される事件や事項というのは、常任委員会の所管に属さない特定の事柄に限られると解説書にも書いてあります。それらの問題のために調査特別委員会を設置するという所管委員会でできない問題がありますけども、皆様方が提案理由に上げているこれが所管委員会でできない議論なのかどうか、伺います。

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

静粛に願います。

◎平 百合香君

できるものというふうに理解をしております。また、この事業なんですけれども、市における影響の大きさ等を考えたときに、やはりしっかりと議論をする場が必要であるというふうに考えています。

◎上里 樹君

そもそもに照らして、できるものと理解していると。予算の規模の大きさの問題、今おっしゃいましたけども、そもそも上げられている案件がし尿等処理施設計画の問題点、宮古島市し尿等処理施設の計画変更素の内容、現行計画と変更計画案の公益性の比較検討について、その他となっていますけども、この問題は提案理由を読んでいきますと、予算執行の承認が済んでいるという冒頭に始まって、その承認が済んでいる事業執行が当局において見直し検討がされておりとなっていますけども、その見直し検討がされていること、それが議決と何が問題になりますか。

それからもう一つ、事業の変更に伴う補正予算案が提出される可能性が高いとは、これは誰が提出する、 これは提出する可能性が高いという、そういうことで調査特別委員会が設置できますか。

それから、市議会として新計画案……

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

静粛に願います。

◎上里 樹君

予算措置案、それを早急に調査検証した上で公益性の最大化に基づいた云々とありますけども、これが そもそも計画案も何も出されていない、こういう段階で何が調査特別委員会に該当するのか、お答えくだ さい。

◎平 百合香君

上里樹議員、全く提示されていないことが問題だと私は認識しております。 6 月定例会において、市長は見直しをしていると明言されました。そのことについて、やはりしっかりとした議論をすべきであるというふうに考えます。

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

お静かに願います。

◎上里 樹君

そもそも議会が予算を審議し、議決するという行為は、是か非かの判断だけです、事業計画に対して。 そうですよ。二者択一です。認めるのか、認めないかだけです。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

ですから、認めるか、認めないかの判断です。その判断をするに当たって、事業計画に対してこうしろ、ああしろと指摘ができますか、お答えください。

◎平 百合香君

ですから、それらをお互いに理解し、議論するための調査特別委員会であるというふうにご理解いただきたいと思います。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

じゃ、私も決議案第2号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の設置についてに関しまして、提案者に質疑いたしますけれども、上里樹議員もお話ししていました。もちろん仲里タカ子議員も同じような質疑をされていました。補正予算案として、提出される可能性がある、こういう判断というのは、どのような経緯をもって導かれることなのか、それをお答えください。

◎平 百合香君

市長が6月定例会において、見直しをされているということを明言されました。これは、今回の臨時会では補正予算には上がってきておりませんでしたけれども、9月に上がらなかったとしたら、それはそれで問題であるというふうに考えますし、やはり公益性、公共性、そして市民に対する影響の大きさというものを考えたときに、9月の会期内で議論をするよりは、しっかりと議論をして、お互いの理解を深めたほうがいいというふうな判断の下でお願いをしているわけでございます。

◎島尻 誠君

6月でも、4月以降には出た案件、これは当局においても検討しているという課題ですよね、今。検討している、結果はまだ出ていないんですよ。

(議員の声あり)

◎議長(山里雅彦君)

お静かに願います。

◎島尻 誠君

今検討していますという答えを6月にもらっているはずです。見直し検討している、結果は出ていないんですよ。ですよね。結果は出ていますか。当局からの答えもらっていますか。これは違うと思います。それと基本条例、法に触れますけれども、宮古島市議会基本条例第5条第3項で、議長は必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催することができるというふうにうたわれております。必要性のある案件として、連名で出されている皆さんが会派で会議を持とうとした、なぜ持たなかったのか、事前にですね、会派会議を。この案件を出す前に会派会議が必要でなかったのかということをちょっとお聞きしたい。

◎平 百合香君

議員提案の議案の要件は満たした上で提出しているものと私は認識しております。

◎島尻 誠君

それを聞いているんじゃないんですよ。それを提案する前に、前段として会派会議を持つ必要があるべきだったんではないですかと聞いているんです。

◎平 百合香君

それらの時間が惜しいと思いましたし、やはりしっかりとみんなで議論をしていく、その場であるというふうに考えております。その必要性はなかったかと思っております。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第7、決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第7、決議案第2号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会の設置についてに 対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

この調査特別委員会は必要ないという観点から討論をいたします。

この間の様々な新聞の報道等で、し尿処理場の現計画には問題があるということはもう既に明らかで、 大体議会でも令和元年だと思いますけれども、眞榮城德彦議員、平百合香議員、濱元雅浩議員がこのし尿 処理場の場所についての問題点を様々指摘しております。しかし、この計画が推進されるに当たって、当 局から納得のいく説明はないまま予算は可決された経緯があって、むしろ疑問を持ちつつ議案を通した私 たち議会のほうに問題があるというのが私の考えです。この件に関しては、議会の決定を覆した、議会の 決定の範囲内でしか市長は事業をできないとの主張がありますが、確かに地方自治法第96条では、予算を 定めること、議会の議決事項としていますが、他方、地方自治体第148条で長による事務の管理及び執行権 が規定されています。長は、第147条の規定により、統括代表権を有し、第148条の規定により、事務及び 管理執行権があります。市民のために行政において計画をし、議会に提示、執行を行うのは、長の権限の 下にある。計画は不具合が生じればそのことを市民の前に明らかにし、議会に提示、計画変更を行うこと に何ら批判を受けるものでもないと考えます。この計画変更に関して、まだ当局からの計画変更案は議会 に提出されておりません。議会に提出されれば私たちは一生懸命これを調査研究し、この変更案がどうあ るべきかということを議会の場で議論することができます。調査特別委員会を開いて、この計画に執行部 に対して提案をするということは、議会の権限を越えているものと考えます。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は賛成の立場で討論いたします。

るる反対討論ございましたけれども、これずっと6月定例会やってきた中でですね、当局はですね、現 状の防衛省予算の中でやっていくというお話しされていましたよね。それの決定期限9月なんですよ。そ れでやっていくなら予算変更も含めて9月定例会に向けて動いているというのが当然じゃないんですか。 それを議会が始まってから提出されてから、それから調査すれば間に合いますよという、私には理解でき ません。大きな事業ですね、これずっと議論されて、急ぎの案件としてやってきたものの内容が変わるん ですよ。それが9月にね、補正予算で減額ですと出されて、ぎりぎりこれじゃないと補助金間に合わない んですと言われて、はい、分かりましたと言えないんですよ。だからこそしっかりと現状の段階において どのような変更案をお考えなのかということを議員分からないと絶対判断できませんよ。今9月の補正に 向けて動いていらっしゃると思いますよ、補助金の関連から考えたら。だからこそ、今お話を伺う、それ に基づいたしっかりとした議会判断を行う、先ほど仲里タカ子議員、前回はそれができなかったからとおっしゃったじゃないですか。だからこそしっかりやりましょうよ。別にこれで議員がね、この特別委員会でね、何を提案するんですか。誰が提案すると言ったんですか。確認をすると言っているんじゃないですか。事業の内容を確認して、9月にあるかもしれない補正予算に向けて議会がこの問題を理解しましょうという調査じゃないですか。これやらない理由がどこにあるんですか。私には分かりません。私の意見としては、時間がないので急ぎやりたい、だからといって、本会議何回も開会できないじゃないですか。だから、選抜された委員でしっかりと調査をして、本会議、議会に報告として上げていただきたい、そういう思いであります。だから、ぜひともやっていただきたい。賛成の立場の意見でした。

◎議長(山里雅彦君)

ちょっと休憩します。

(休憩=午後零時02分)

再開します。

(再開=午後零時02分)

ほかに討論はありませんか。

◎上里 樹君

まず、表決に当たって私は質疑でも指摘しましたけども、二者択一しかありません、賛成か反対か。いろいろ注文をつけてもそれは議会の要望でしかないと、解説書にも書いてあります。ですから、自分たちが意に沿わないからあれをやれ、これをやれという注文もこれはできないわけです。加えて、特別委員会設置の要件としてですね、要するに今ある常任委員会で議論ができない問題を調査特別委員会ではやるんです。解説書によれば、特別委員会に付託される事件や事項は、常任委員会の所管に属さない特定の事柄に限られと書いてあります。それらの問題のために特別委員会を設置することは本来的に考えられない。ですから、通常の常任委員会で議論してしかるべき事柄です。加えて、付議事件の中身は(1)から(5)項目までありますけども、し尿処理計画の問題点、これは辛うじて所管委員会でできることでしょう。けれども、(2)、(3)については計画変更案としてまだ出ていないんですよ。検討中です。それから、(4)の現行計画と変更計画案の公益性の比較検討、まだ検討案が出ていないのに何を比較するというのですか。ですから、そういった意味で調査特別委員会を設置するになじまないと考えます。

よって、反対いたします。

◎議長(山里雅彦君)

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

私は賛成の立場で討論をいたします。

この問題は、市議会において予算執行がですね、承認が済んでいる案件であってですね、それを見直しをするということが6月定例会でいろいろ議論されましたけれども、そこでは当局がですね、何もという

言い方がどうかは分からないんですけれども、私たちが納得をするような説明がもらえなかったというこ とについてはですね、やはり明らかにしないといけないと思います。それでですね、なぜ調査特別委員会 が必要かというと、予算がですね、35億円の大きな予算がついていますし、これはし尿処理という宮古島 市民にとってですね、大きな生活に影響を与えるものであります。昔コレラが大分発生してですね、宮古 島の住民も命を落としました。コレラというのはですね、やはりし尿処理というものが相当大きい影響を 与えるものです。地下水にし尿処理の水が入っていってですね、それを飲んでコレラにかかっていくとい う状況がやはりあったんです。それをしかるべき状態にするというところにおいてですね、大変重要だと 思いますし、それを8月末から9月末においての国の予算編成のですね、時期に間に合わせて議論を終え ていないと、これが削られる、もしくはそれによってし尿処理施設がなくなるという部分にもつながって いくと思います。なので、これ早急にですね、仲里タカ子議員は新聞の報道等で問題点はあぶり出された と言いますけれども、これはあくまでも新聞の書きぶりであってですね、それが間違っているとは言いま せんけれども、やはり市民にはもっとですね、今計画をしているものであればですね、やはり随時その情 報を与えていく、市民はその情報をもらいたがっているんですよ。新聞を見てうのみにして判断をできか ねるという状況よりもですね、やはりここにいる議会議員が調査をしっかりとしてですね、それを明らか にしていくことによって、市民はしっかり分かったというところにおいてですね、やっぱりこの現行案と 市長の変更案どちらがいいか分かりません。それをちゃんといいものにどっちがいいんだというところを ですね、調査する上でも、この調査特別委員会は必要だと思いますので、ぜひ設置をしていただきたいと 思っております。

◎議長(山里雅彦君)

これにて討論を終結します。

これより決議案第2号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手多数)

◎議長(山里雅彦君)

挙手多数であります。

よって、決議案第2号は可決されました。

なお、当局の皆さんはここで退席していただきます。

休憩します。

(休憩=午後零時08分)

(当局退席)

◎議長(山里雅彦君)

再開します。

(再開=午後零時09分)

この際、指名第3号、宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会委員の選任を行います。 特別委員会委員の選任については、宮古島市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、 上里樹君、仲里タカ子君、我如古三雄君、狩俣勝紀君、新里匠君、前里光健君、濱元雅浩君、平百合香君、 狩俣政作君の9名を指名いたします。

ただいま特別委員会委員を指名しましたので、しばらく休憩し、特別委員会において正副委員長の互選 をお願いいたします。

休憩します。

(休憩=午後零時10分)

再開します。

(再開=午後零時22分)

ただいま宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会から正副委員長の互選の報告がありました。

宮古島市し尿等処理施設整備事業に関する調査特別委員会委員長に濱元雅浩君、同副委員長に狩俣政作 君がそれぞれ選任されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、 数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和3年第6回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会=午後零時23分)

上記のとおり会議の顚末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和3年7月29日

宮古島市議会

議長山里雅彦

議 員 我如古 三 雄

ル 下 地 茜